

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月、A会社に雇用され、IT関連業務に従事していたが、平成〇年〇月、Bに所在し、同社を含むCグループ内の各企業（以下「本件グループ企業」という。）に情報システムを提供するD会社（以下「会社」という。）に出向し、大型汎用コンピュータの保守運用業務に従事するとともに、平成〇年〇月からは本件グループ企業のシステムを統合するために設けられた移行プロジェクト（以下「本件プロジェクト」という。）の部門リーダーとして、当該移行業務も担当していた。
- 2 請求人は平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、その後、複数の医療機関に受診して、いずれも「うつ病」と診断された。

請求人によれば、上司から、本件プロジェクトについて、作業項目ごとに厳しい進捗チェックを受け、作業の遅延が生じると厳しい叱責を受けたほか、作業の前倒し等のストレスのため、同年〇月頃から眠れなくなるなどの症状が現れたという。

- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その後、症状は遷延し、寛解や悪化の時期は見いだせないとの意見を述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等からみて、F医師の意見は妥当であり、請求人は同月頃に本件疾病を発病したものと判断する。

この点について、請求人は、要旨、本件疾病的発病時期が同月頃であったとしても、休業を余儀なくされる程度に悪化したのは同年〇月であると主張するとともに、再審査請求代理人がG医師から聴き取りをしたところ、同医師も、請求人の主張に沿い、要旨、請求人が同月中旬から休職していることから、本件疾病が同年〇月に発病したとしても、発病後の過重労働によって、本件疾病が悪化したことは十分に考えられるとの意見を述べているとしている。しかしながら、G医師の上記意見は、同医師が作成した意見書ではなく、再審査請求代理人が聴取した内容をまとめたものにすぎないうえ、本件疾病が悪化した可能性もあることを示唆したものにとどまり、本件疾病的悪化を確定診断したものではない。したがって、悪化の時期は見いだせないとするF医師の上記意見も加味すれば、本件疾病が悪化したものとは判断し得ず、請求人の上記主張を

採用することはできない。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) 評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、
①平成〇年〇月に本件プロジェクトの部門リーダーとなり、これまでの担当業務に加えて業務量が増大したこと、②本件プロジェクトの進捗状況を報告する場において、Hマネージャーから強い口調で叱責を受けたことなどを主張しているので、以下検討する。

ア ①の出来事について

請求人は、要旨、本件プロジェクトは期間が決まっていたため、作業が前倒しにされたり、追加の作業指示があったりして、非常にストレスを感じていたところ、部門リーダーになってからは時間外労働も増え、多いときには1か月70時間程度であったと述べている。これに対し、Iは、要旨、請求人は、普段から保守管理を担当していたので、本件プロジェクトの担当になつても仕事のギャップが大きいというものではなかつたと述べ、Jも、要旨、請求人は、日々の業務を行いながら本件プロジェクトを遂行していたから、多少の負荷はあつたが、通常業務及び本件プロジェクトを含め、トータルみて、特に困難な仕事をしていたということはなかつたと述べている。また、Kは、要旨、作業スケジュールが前倒しになつたり、変更が度々行われたりしたという記憶はないと述べている。

これらの申述からすると、請求人は、〇年以上にわたってIT関連業務に従事し、しかも、普段から保守管理を担当していたところ、請求人の周囲には、業務に関し相談できる同僚もおり、また、請求人の業務の難易度もその役職にふさわしいものであったとされている。

そうすると、請求人は、本件プロジェクトに対しても容易に対応できたものと判断され、通常業務に加えて本件プロジェクトを担当したことが、精神障害をもたらすような大きな心理的負荷となったものとは認め難い。

もっとも、請求人の1か月当たりの時間外労働時間の変化をみると、本件

プロジェクトの部門リーダーとなった平成〇年〇月は63時間23分であり、その前月の30時間38分と比べ、おおむね20時間以上増加し、おおむね45時間以上となっている。

そうすると、①の出来事は、認定基準別表1の具体的な出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に該当すると認められるが、時間外労働時間は倍以上増加しているものの、100時間以上となる状況ではなく、また、休日も十分確保されていたことからみて、その心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

イ ②の出来事について

請求人は、要旨、週〇回の進捗会議において、Hマネージャーから作業項目ごとに厳しい進捗チェックを受け、作業が進んでいないと、遅延事由の説明を迫られ、強い口調で、「どうするんだ。」、「遅れの影響は大きいんだ。」、「いつまでにできるのか。」などと会議出席者全員の前で叱責を受け続けたと述べているが、その一方で、要旨、予定どおりできていないと、Hマネージャーの発言は、その語尾が強くなることはあったが、暴言というようなものではなかったとも述べている。

この点について、Iは、要旨、Hマネージャーは、プロジェクトマネージャーであるから、プロジェクトを管理する役割上はっきりと物を言ったが、暴言を使うようなことはなかったと述べ、Jも、要旨、Hマネージャーの進行管理は締切りに厳しかったが、厳しい言葉で罵倒することなかったと述べ、さらに、Kは、要旨、Hマネージャーは、請求人に対し、遅れてはいけないと指導していたが、人間性を否定するような内容の発言や暴言はなく、その発言内容はどの会議でも責任者が言うようなものであったと述べている。

これらの申述からすると、請求人は、Hマネージャーからプロジェクトが順調に進むよう指導を受けていたものと認められるものの、その指導は、本件プロジェクトの管理責任者として当然行われるべきものであり、強い口調で行われることはあったが、会社関係者の聴取をみるも、請求人が会議出席者の面前で叱責を受けたとする事実は確認できず、また、その人格を否定するような発言があったとする申述等も認められない。

そうすると、請求人は、Hマネージャーから業務指導の範囲内において指導を受けていたものとみるのが相当であり、②の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に該当すると認められるが、業務をめぐる方針等において、上司との考え方の相違が生じたにすぎないから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とあると判断する。

なお、請求人は、要旨、請求人が担当した業務には、ペナルティのある過大なノルマが課せられており、決められた納期どおりに遂行しなければならない困難なものであったと主張しているが、I及びJは、要旨、請求人は、部門リーダーであったが、マネージャーではないから、本件プロジェクトの成否について責任を問われる立場になかったと述べ、Kも、要旨、請求人はノルマやペナルティではなく、本件プロジェクトについて責任を取る立場になかったと述べていることからすると、請求人が摘示する事実を確認することはできず、出来事として評価することはできない。

ウ 以上からすると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事及び「弱」となる出来事がそれぞれ1つずつあるものの、恒常的な長時間労働も認められることから、業務による心理的負荷の全体評価は「中」とあると判断する。

(5) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 以上にみたとおり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。